箕輪町

箕輪町役場　産業振興課　プレスリリース

令和元年８月 19 日　発信

報道機関各位

にこりこキッチンたべりこ　指定管理者を募集します

「にこりこキッチンたべりこ」について、令和２年１月１日以降の指定管理者を募集します。

募集期間

令和元年８月 20 日（火）～ ９月 20 日（金）17 時 15 分（必着）

指定管理期間

令和２年１月１日 ～ 令和５年３月 31 日（３年３カ月間）

内　　容

指定管理者を公募します。詳細は募集要項をご覧下さい。

応募資格

法人その他の団体等（個人での応募はできません）
詳細は募集要項をご覧下さい。

募集要項等配布場所

箕輪町役場産業振興課窓口、また、町ホームページにも掲載しています。

添付資料　有　　無

産業振興課　未来農戦略係
（課長）三井　清一　（担当）土岐　俊
電　話：0265-79-3111　（内線）165
ＦＡＸ：0265-79-0230
Ｅ－mail：sangyou@town.minowa.lg.jp

みのわファンクラブ MINOWA Fan Club
お得な特典満載の
みのわファンクラブ
会員募集中！

育てる男が、家族を変える。社会が動く。
育 MEN イクメンプロジェクト
箕輪町は、
イクボス・温かボス
イクメンを応援します！

募集要項

にこりこキッチンたべりこ
指定管理者募集要項

令和元年８月

箕輪町産業振興課

第１　趣旨

この指定管理者募集要項は、「にこりこキッチンたべりこ」の管理及び運営について、公の施設として公的な使命を果たすことを前提にしつつ、行財政の効率化と利用者の満足度向上を図るため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の２第３項及び箕輪町産地形成促進施設条例（平成 26 年 6 月 17 日条例第 15 号）（以下「促進施設条例」という。）第 3 条の規定により、指定管理者の公募を行うため必要な手続き等を定めたものです。

第２　施設の概要

公募対象施設の概要は次のとおりです。

１　名称及び所在地

名称	所在地
にこりこキッチンたべりこ	箕輪町大字中箕輪 3730 番地 156

※店舗の名称は、事前に町長の許可を経て、指定管理者により通称名を設定することが可能です。

２　設置目的

この施設は「地域の農畜産物、地場産品等の販路の拡大により産地化を促進し、生産者の意欲向上及び担い手の育成を図り、地域農業の活性化を助長する」ため、設置されたものです。

レストランという特性を生かし、町内産の果物・農畜産物・乳製品等を使用し、それを表示・PR でき、町内産品の地産地消及び魅力発信に繋げられる指定管理者を募集します。

３　施設の規模等

所在地	箕輪町大字中箕輪 3730 番地 156
施設規模	敷地面積　1387.05㎡（中箕輪 3730-156,3730-157,3730-1045） 建築面積　285.63㎡　木造平家建
設備、工作物	施設及び土地に付帯する一切の設備及び工作物

４　条例に定める開館時間及び休館日

開館（開店）時間	休館日
８時３０分～１８時３０分	１２月３０日から１月４日

※指定管理者が特に必要があると認めたときは、事前に町長の承認を得て、開館時間及び休館日を変更することができます。昼の部、夜の部といった運用も可能です。

第３　施設管理に関する基本的事項

指定管理者に行っていただく施設の管理に関する基本的事項は、次のとおりです。

詳しくは「にこりこキッチンたべりこ指定管理者業務仕様書」を参照してください。

１　指定管理者が行う業務の範囲

⑴飲食物の提供に関する業務
⑵農畜産物等の加工、製造及び販売に関する業務
⑶促進施設の施設周辺の衛生管理に関する業務
⑷促進施設の施設、設備及び備品の維持管理に関する業務
⑸⑴から⑷までに掲げる業務に附帯する業務

２　指定期間

令和２年(2020 年)１月１日から令和５年(2023 年)３月 31 日までの３年間３ケ月の予定です。

なお今回選定された候補者について、町議会にて「指定管理者として指定する議決」（12 月下旬予定）を経たのち、指定管理者として確定します。

３　町が指定管理者に支払う指定管理料

町は、毎年度の予算の範囲内で、指定管理者に指定管理料を支払います。

指定管理料とは、「施設の管理に最低限必要な経費」を「（経費と対になる）利用料見込」と差引き、上限額を町が算定するもので、本施設にかかる指定管理料の上限は下表のとおりです。

応募にあたっては、本募集要項及び仕様書に示す管理・運営を実施するために必要な支出と収入を算定し、事業計画書（様式２号）、収支計画書（様式３号）を作成してください。

年度	指定管理料の上限
2020 年度（1-3 月）	０円
2021 年度	０円
2022 年度	０円
2023 年度	０円

第４　平成３１年度における運営状況

管理形態	指定管理者	利用期間
指定管理	株式会社みのわ振興公社	平成 31 年４月１日から令和１年 11 月 30 日

第５　募集手続

１　応募資格

指定管理者に応募できる者は、次の全ての要件を満たす法人その他の団体（以下「法人等」という。）です。なお、法人等は、株式会社、ＮＰＯ法人、その他任意団体等組織の形態を問いませんが、個人での応募はできません。

⑴地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の４第２項各号に該当しない者であること。
⑵箕輪町財務規則(昭和 53 年規則第２号)第 102 条第１項により入札に参加できない者でないこと。
⑶地方自治法第 244 条の２第 11 項の規定により、当町又は他の地方公共団体から指定管理者の指定を取り消され、その取消しの日から２年を経過しない者でないこと。

(4) 町税その他の租税の滞納がない法人等であること。
(5) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく更生手続開始の決定又は再生手続の開始の決定があった法人等でないこと。
(6) 箕輪町暴力団排除条例（平成 23 年条例第 15 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団でないこと。

２　必要資格等

指定管理者に応募できる者は、次の資格等を持つ責任者・管理者を配することができる者とします。

関　係　法　令	資　格　名・業　務　名
食品衛生法施行条例	食品衛生責任者
消防法	防火管理者

３　要件等

業務である、「飲食物の提供に関すること」、「農畜産物等の加工・製造及び販売」の実施にあたっては、レストランという施設の特性を生かし、町内産の果物・農畜産物・乳製品等を一定量使用し、それを表示・PR でき、町内産品の地産地消及び魅力発信に繋げられることを要件とします。
なお、使用量については、農畜産物等の年による出来具合や収量・価格の変動や、指定管理者の業態や想定される提供方法が多様であることから定量的な基準は設けません。

４　提出書類

申請に当たっては、次の書類を 6 部（正本 1 部、副本 5 部〔副本は写しで可〕）提出してください。
１　指定管理者指定申請書　様式第 1 号
２　事業計画書　様式第 2 号
３　収支予算書　様式第 3 号
４　事業の内容を説明する書類等（企画提案書などを想定　様式なし、提出は任意です）
５　添付書類
①定款又は寄付行為（法人でない場合は、定款に代わる規約などを添付）
②法人登記簿謄本又は登記事項証明書（法人でない場合は、代表者の住民票の写しを添付）
③事業報告書、貸借対照表、損益計算書（又は収支計算書）（申請の日の属する前 3 年分）
法人でない場合、収支決算書（申請の日の属する前 3 年分）
④申請日の属する年度及び翌年度の事業計画書及び収支予算書
⑤納税証明書(法人税、法人都道府県民税、法人事業税、消費税及び地方消費税)

＊新設団体等事業報告書のない団体にあっては、総会等の議事録及び設立後申請までの間の活動内容を記載した書類を添付してください。

５　指定管理者選定等のスケジュール（令和元年）

内容	期日
募集要項の配布	令和１年　８月 19 日
質問の受付	令和１年　８月 20 日～9 月 6 日
申請書類の受付	令和１年　８月 20 日～9 月 20 日
選定委員会審査	令和１年　10 月上旬
指定管理者候補者決定	令和１年　10 月上旬
指定管理者議会議決	令和１年　12 月下旬（町議会 12 月定例会）
基本協定、年度協定締結	令和１年　12 月下旬（議決終了後）
業務開始	令和２年　１月１日

６　質問及び現地調査

⑴ 質問及び現地調査の受付期間

令和１年８月 20（火）から令和１年９月６日（金）まで（土日祝日などの閉庁日を除く）

「第８　連絡先及び申請書提出先」へご連絡下さい。時間を調整して対応させていただきます。

⑵ 質問の受付方法

質問票に記入の上、郵送、ファクシミリ又は電子メールにより、最終ページの「第８連絡先」に送付してください。なお、未到着を防ぐため、送信後に電話連絡をお願いします。

⑶ 回答方法

回答は、電子メール又はＦＡＸで質問者に直接回答するとともに、町のホームページで公表します。

７　申請書類の受付

⑴ **受　　付**　受付期間中の午前８時 30 分から午後５時 15 分まで（土日祝日などの閉庁日を除く）

⑵ **提出方法**　最終ページの「第８　連絡先及び申請書提出先」まで持参又は書留郵便等により郵送してください。9 月 20 日（金）17：15 必着とします。＊電子メール、FAX での提出は認めません。

⑶ 提出部数

６部（正本１部、副本５部[副本は写しで可]）

⑷ その他

申請書等の電子ファイルは、箕輪町ホームページからダウンロードできます。

８　留意事項

⑴ 無効又は失格

次の事項に該当する場合は、当該申請は無効又は失格となることがあります。

ア　申請書の提出方法、提出先、提出期限などが守られなかったとき。

イ　記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。

ウ　申請者が記載すべき事項以外の内容が記載されているもの。

エ　虚偽の内容が記載されているもの。

オ　収支計画書(様式第３号)に記載した指定管理料が、町が示した上限額以上であるもの。

カ　当町職員及び本件関係者に対して、本件応募について不正な接触の事実が認められたとき。

(2) 申請内容変更の禁止

提出された書類の内容を変更することはできません。(軽易なものを除く。)

(3) 申請書類の取扱い

ア　申請書類は、返却しません。

イ　事業計画書等の著作権は、申請者に帰属します。ただし、町は、指定管理者の決定の公表等に必要な場合には、事業計画書等の内容を無償で使用できるものとします。

(4) 申請の辞退　申請書類を提出した後に辞退する際には、辞退届（様式任意）を提出してください。

(5) 費用負担　申請に要する経費等は、全て申請者の負担とします。

(6) 情報公開　申請書類は、情報公開の請求に基づき開示することがあります。

第６　指定管理者の候補者の選定

１　選定方法

指定管理者の候補者は、提出された書類を基に選定委員会による審査を経て町長が決定します。

なお、必要に応じて選定委員会による面談を行う場合があります。

２　選定基準

指定管理者の候補者を選定する際の選定基準は次のとおりです。

評価項目	評価内容
経営基盤	・経営基盤が安定しており、計画に沿った管理を行う能力を有しているか。 ・類似施設の管理に良好な実績があり、必要な知識及び技術を有しているか。
指定管理料	・提案額は上限（0 円）以下か。
収支計画の内容	・積算が妥当であり、事業計画との整合性が図られ、実現可能性を有しているか。
施設管理の内容	・適正かつ確実に施設の維持管理を行う内容となっているか。 ・施設の機能を十分発揮した管理運営を行える人員構成や配置となっているか。 ・災害その他緊急時の危機管理体制が確立されているか。 ・個人情報保護対策は万全か。
施設の運営方針・平等な利用の確保	・経営方針は施設の設置目的や町の意図したものに合致しているか。 ・町内産の果物・農畜産物・乳製品等を一定量使用し、それを表示することで町内産品の地産地消及び魅力発信に繋げられる提案があるか。 ・住民の平等な利用が図られる計画となっているか。
サービスの内容	・施設の利用促進に向け具体的な方策を有しているか。 ・利用者のニーズを把握し、質の高いサービス提供を実現する内容となっているか。

３　選定結果の公表

選定委員会における審査結果、指定管理者候補者の選定結果等は候補者全員に通知し、箕輪町ホームページで公表します。なお、公表する内容は、指定管理者候補者の名称及び選定理由等とします。

第７　指定管理者の指定及び協定の締結

１　指定管理者の指定

指定管理者の候補者は、箕輪町議会の議決（12 月下旬を予定）を経て指定管理者となります。

２　協定の締結

指定管理者が行う業務の範囲、リスク分担、利用料金、町が支払う指定管理料、事業報告書、備品等の管理、個人情報の保護、損害賠償、その他管理のために必要な事項について、町と指定管理者との間で協定を締結します。

なお、締結する協定は、指定期間を通じての基本的な事項を定めた「基本協定」と、年度ごとの事業実施に係る事項を定めた「年度協定」となります。

３　議会議決と指定の取り消しについて

指定管理者が、協定の締結までに次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、町は指定を取り消し、協定を締結しないことがあります。

(1) 指定管理者の経営状況の急激な悪化等により、事業の履行が確実でないと認められるとき。

(2) 著しく社会的な信用を損なう等により、指定管理者としてふさわしくないと認められるとき。

なお、議会の議決が得られなかった場合及び否決された場合において、本件に係る管理運営の準備のために支出した費用については、一切補償しません。

４　施設の改装等について

指定管理者自らが、運営形態に併せて店舗内を改装、備品の導入などを行うことは可能ですが、指定管理期間終了時までに、原状復旧することを条件とします。

５　にこりこ一帯のリニューアルに伴う休業等について

にこりこ一帯のリニューアル工事等を令和２年６月から９月の間に予定しています。

その間、たべりこについても外装を中心とした化粧直し・一部改装を予定し、また前面駐車場の舗装替え工事等の影響により、営業できない期間が発生します。

工事の概要、期間、店舗営業への影響（休業）については連絡をなるべく営業に影響がないよう実施・事前協議してまいりますが、指定管理者募集の現時点では詳細が未定のため、休業等の影響がありうることを前提として、応募していただきますようお願いします。

なお、休業に伴う補償及び指定管理料の増減はいたしません。

第８　連絡先及び申請書提出先

〒399-4695
長野県上伊那郡箕輪町中箕輪 10298 番
箕輪町役場産業振興課未来農戦略係
担当　土岐（とき）
電話　0265-79-3111(内線 165)　FAX　0265-79-0230
メール sangyou@town.minowa.lg.jp